

平成22年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1	職員の競争試験及び選考の状況	1 P
	(1) 採用試験	1 P
	(2) 採用選考	6 P
	(3) 昇任試験	7 P
	(4) 昇任選考	8 P
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成22年10月14日）の骨子	9 P
3	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	12 P
4	職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	13 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うことができるとしている。

なお、平成 16 年度から実施している身体障害者を対象とした職員採用選考試験は、平成 22 年度も実施した。

(1) 採用試験

平成 22 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 802 名（対前年 4.8%の増）、中級試験 139 名（対前年 286.14%の増）、初級試験 307 名（対前年 12.9%の増）、警察官 545 名（対前年 7.4%の増）となっており、すべての採用試験において平成 21 年度を上回った。

特に中級試験の受験者の数が増加しているのは、前年度「看護師」のみであった試験区分に、「司書」「歯科衛生士」及び「臨床検査技師（県立病院）」が加わったことが、主な原因である。

受験者の増加に向けて、引き続き新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、携帯サイト（平成 20 年度作成））等マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うとともに、地元大学で開催される公務員就職説明会への職員の派遣などを通して、受験者の確保に努めていくことが必要である。

また、質の高い優秀な人材を確保するためには、魅力ある職場づくりも欠かすことができないものであることから、任命権者も、人材の育成・活用、勤務環境の整備などに努めることが重要である。

ア 試験の実施方法等

人事委員会の行う採用試験の種類及び試験の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	教養試験 専門試験 (行政・TOSA以外) 論文試験 (行政・TOSAのみ)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	実技試験 (警察官 A (武道 指導)のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官 A (男性) 及び B (男性) の第1次試験は、警視庁 (東京都) 及び大阪府警察本部と共同で実施している。
2. 警察官の試験区分のうち A は大学卒業者、B はその他の者を対象とする (以下、各表について同じ)。

イ 実施日程

平成 22 年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級 (行政・TOSA)	4月16日	4月19日 ～5月12日	6月27日	7月24日～ 8月3日	8月26日
上 級	4月27日	5月6日 ～5月21日	6月27日	7月24日～ 8月3日	8月26日
中・初級	7月13日	8月13日 ～9月1日	9月19日 9月26日	10月23日～ 10月30日	11月19日
警察官 A (男性・女性)	4月16日	4月19日 ～5月21日	7月11日	8月5日～ 8月12日	8月30日
警察官 B (男性・女性)	7月13日	8月13日 ～9月1日	10月17日	11月11日～ 11月14日	12月3日

ウ 採用試験の実施状況

平成22年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

(単位 人)

試験区分		申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (23.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
選択志望職種	行政	310	203	513	216	147	363	19	11	30	—	18	9	27
		27	47	74	20	34	54							
	警察事務	28	57	85	21	42	63	4	2	6	—	3	2	5
		109	94	203	79	68	147							
	学校事務	22	31	53	18	24	42	3	3	6	—	2	2	4
205		144	349	143	108	251								
小計		360	291	651	255	213	468	26	16	42	11.1	23	13	36
行政・TOSA		126	85	211	58	26	84	14	6	20	10.6	14	6	20
県立病院事務		1	1	2	0	1	1	0	0	0	—	0	0	0
土木		60	10	70	40	10	50	11	5	16	3.1	11	5	16
農業		44	23	67	37	21	58	8	2	10	5.8	8	2	10
林業		13	3	16	9	2	11	4	1	5	2.2	4	1	5
水産		11	0	11	7	0	7	2	0	2	3.5	2	0	2
化学		27	5	32	19	4	23	2	1	3	7.7	2	1	3
薬剤師		2	11	13	2	11	13	0	6	6	2.2	0	6	6
電気		12	0	12	9	0	9	2	0	2	4.5	2	0	2
少年補導職員		1	6	7	1	6	7	0	1	1	7.0	0	1	1
保健師		1	19	20	1	13	14	0	3	3	4.7	0	3	3
社会福祉(心理)		5	7	12	5	5	10	0	1	1	10.0	0	1	1
社会福祉(児童福祉)		6	16	22	3	13	16	0	3	3	5.3	0	3	3
医療リハビリカー(県立病院)		2	9	11	2	5	7	1	0	1	7.0	0	1	1
科学捜査研究員(生物科学)		16	14	30	12	12	24	1	0	1	24.0	0	0	0
合計		687	500	1,187	460	342	802	71	45	116	6.9	66	43	109

(注) 選択志望職種の小計の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(イ) 中級試験

試験区分	区分			申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (23.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
司書	11	38	49	10	34	44	1	2	3	14.7	1	2	3			
看護師	13	39	52	12	38	50	9	16	25	2.0	9	14	23			
歯科衛生士	0	31	31	0	28	28	0	1	1	28.0	0	0	0			
臨床検査技師(県立病院)	2	17	19	2	15	17	0	2	2	8.5	0	1	1			
合計	26	125	151	24	115	139	10	21	31	4.5	10	17	27			

(ウ) 初級試験

試験区分	区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (23.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
選択志望職種	一般事務	115	69	184	105	65	170	9	9	18	-	9	6	15
		37	28	65	29	25	54							
	警察事務	15	15	30	12	14	26	2	5	7	-	1	5	6
		36	15	51	30	14	44							
	県立学校事務	48	32	80	35	29	64	1	8	9	-	1	6	7
		81	61	142	74	57	131							
小計		178	116	294	152	108	260	12	22	34	7.6	11	17	28
土木		18	1	19	17	1	18	3	0	3	6.0	3	0	3
林業		12	1	13	10	1	11	1	0	1	11.0	1	0	1
装備(警察)		18	0	18	18	0	18	1	0	1	18.0	1	0	1
合計		226	118	344	197	110	307	17	22	39	7.9	16	17	33

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(工) 警察官

a 高知県志望者

(単位 人)

試験区分		区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (H22.4.1現在)
A		男性	252	43	5.9	37
		男性(武道指導)	4	1	4.0	1
		女性	59	6	9.8	6
B		男性	192	20	9.6	20
		女性	38	4	9.5	3
合計			545	74	7.4	67

b 他団体志望者(共同実施分)

(単位 人)

志望団体	区分	採用予定者数	受験者数			合格者数
			第1志望	第2志望	合計	
東京	A	3	5	70	75	0
	B	2	1	56	57	4
大阪	A	3	1	140	141	4
	B	2	2	93	95	10
合計		10	9	359	368	18

エ 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、%)

試験区分	第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上級	533	35	6.6%	269	116	43.1%
中級	78	2	2.6%	61	13	21.3%
初級	206	18	8.7%	101	37	36.6%
警察官	323	15	4.6%	222	64	28.8%
計	1,140	70	6.1%	653	230	35.2%

(注) 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した人を含む。

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成 22 年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4 等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める場合

ア 一般職員

（身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上）

（単位 人）

職種		職の等級				
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5～7 等級
事務系	一般事務		9	9	4	8
	管理主事等			9	1	
	計		9	18	5	8
技術系	医師	1	3	2	7	
	獣医師					5
	林業		1			
	建築					2
	情報管理					
	職業訓練指導員					1
	その他		2	1	1	7
計	1	6	3	8	15	
合計		1	15	21	13	23
任命権者委任分 (医師)						9

(注) 医師の 5 等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分 (医師)」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級			
	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
警察官	11	2	2	3

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。その実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (23.4.1現在)
行政 (初級試験相当)	17	3	—	3
	5			
学校事務 (初級試験相当)	5	4	—	4
	13			
合計	22	7	3.1	7

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評価結果に基づき、決定している。

平成22年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分			
		受験者数	合格者数	倍率
警部	一般試験	79	11	7.2
	専門試験	29	3	9.7
警部補	一般試験	161	20	8.1
	専門試験	53	7	7.6
巡査部長	一般試験	312	30	10.4
	専門試験	45	5	9.0
合計	一般試験	552	61	9.0
	専門試験	127	15	8.5

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成22年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種	職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	事務	12	34	39	37
技術	6	23	38	57	
合計	18	57	77	94	

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警視	警部	警部補	巡査部長
	警察官	11 (3)	1 (21)	9 (10)	9 (0)

(注) () 内は退職時昇任の数を再掲している。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

○ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成 22 年 10 月 14 日）の骨子

○ 月例給、ボーナスともに 2 年連続で引下げ

～ 行政職の平均年間給与は△8.6 万円（△1.4%）

○ ボーナスは、昭和 38 年度以来、47 年ぶりに年間 4 月分を下回る

(1) 職員の給与が民間の給与を上回るマイナス較差（△607 円、△0.17%）を解消するため、給料月額を引下げ

(2) 民間のボーナス（3.91 月）との均衡を図るため、期末・勤勉手当を引下げ（△0.2 月分）

1 民間給与との比較

県内 99 事業所の 3,889 人の個人別給与を实地調査（調査完了率 94.3%）

【月例給】 職員と民間従業員の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与 (A)	職員 (行政職) の給与 (B) (平均年齢 44 歳 4 月)		較差 (A) - (B) ((A-B) ÷ B × 100)
	減額措置前	減額措置後	
364,781 円	減額措置前	365,388 円	△607 円 (△0.17%)
	減額措置後	364,835 円	△54 円 (△0.01%)

(注) 減額措置とは、特例条例によるいわゆる給与カットのこと

高知県職員の給与は、平成 23 年 3 月 31 日まで特例条例により管理職手当が 10～15%減額されている。

【ボーナス】 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

	高知県		(参考) 国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成 22 年	3.91 月	4.10 月	3.97 月	4.15 月

2 改定の内容

(1) 給料

現行の給料表の給料月額を基礎として、民間との較差を踏まえた改定

ア 行政職給料表

国の行政職俸給表（一）の俸給月額引下げ額と同額で引下げを行うとともに、全職員の給料月額から均等に 200 円を減額

国家公務員に対して措置される 50 歳台後半層の給与の減額は、本県は実施を見送り

(注) 国の行政職俸給表（一）の改定内容

中高年齢層（40 歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ（平均改定率△0.1%）

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を考慮して引下げ（医療職給料表（1）等を除く）

ウ 給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、本年の給料表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) 諸手当

ア 時間外勤務手当

民間企業の実態・国家公務員の改定等を踏まえ、月 60 時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める。

イ 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.10 月分 → 3.90 月分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
22 年度 期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.35 月 (現行 1.5 月)
勤勉手当	0.675 月 (支給済み)	0.625 月 (現行 0.675 月)
23 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.65 月	0.65 月

(3) 実施時期等

ア 実施時期

(1) 及び(2)イの平成 22 年 12 月期の期末手当・勤勉手当

改正給与条例の公布日の翌月 (公布日が月の初日であるときは、その月)

(2) ア及びイの平成 23 年度以降の期末手当・勤勉手当

平成 23 年 4 月 1 日

イ 平成 22 年 12 月期の期末手当の特例措置

本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4 月の給与に調整率 (△0.17%) (注) を乗じて得た額に 4 月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6 月に支給された期末手当・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12 月期の期末手当の額で減額調整 (医療職給料表(1)等を除く。)

(注) 調整率

行政職の職員全体の較差の合計額を行政職の職員の本年 4 月分の給与月額合計額で除した場合に得られる率

3 勧告に基づく職員給与の試算 (行政職 平均年齢 44 歳 4 月)

(1) 平均給与月額

区分	給料の月額	諸手当	計 (給与)
平成 22 年 4 月	345,551 円	19,837 円	365,388 円
改定額 (率)	△563 円	はね返り分 △2 円	△565 円 (△0.15%)
改定後の額	344,988 円	19,835 円	364,823 円

※ はね返り分とは、給料の月額の改定に伴い、給料の月額を算定基礎としている地域手当などの諸手当の額が増減することによる分

(2) 平均年間給与額

	勧告前 (A)	勧告後 (B)	(B) - (A)
平成 21 年	6,215,286 円	6,067,882 円	△147,404 円
平成 22 年	5,968,453 円	5,882,004 円	△86,449 円

4 その他給与に関する事項

(1) 通勤手当

昨年の報告で検討事項としていた自転車使用者に係る通勤手当については、調査の結果、県内の民間実態とも一定均衡しており、国や他の都道府県の制度、支給額

ともほぼ均衡しているため、現時点では直ちに特段の見直しを行うには至らないこと

引き続き、国や他団体の状況、県内の民間事業所の支給実態を把握

(2) 教員に特有の手当等

他の都道府県の動向や本県の実情を踏まえて適切に対応することが必要

5 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

本県の人事評価制度をより実効性のあるものとしていくために、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性をさらに高めていくことが必要

そのためには、職員が人事評価制度の趣旨や実施方法などをよく理解していることが重要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して制度理解を深めることにより、実効性を高めることが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

これまでの対策に更なる工夫を加えるなど、引き続き、縮減に向けて取り組むとともに、管理的地位にある職員は、事前命令の徹底など適切な勤務時間管理になお一層努めることが必要

時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、職場全体で縮減に取り組むことが重要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

メンタルヘルス対策については、予防、早期発見・早期対応から円滑な職場復帰や再発の防止に至るまで、今後とも、各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、職員のメンタルヘルスに対する意識を高めることが必要

(4) 職業生活と家庭生活の両立

引き続き、育児休業等を取得しやすい環境の整備に取り組むとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要

次世代育成支援行動計画（後期計画）については、その実現に向けた有効な対策に取り組むことが必要

(5) 良好な勤務環境の確保

職員が相互に人格を尊重し合うことによって、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの生じない、風通しが良く、働きやすい環境が確保されるよう、引き続き研修などを通して、職員の意識向上に取り組んでいくことが必要

(6) 定年延長への対応

人事院は、定年延長に関し、制度見直しの骨格を示すとともに、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことを明らかにしたが、本県でも、雇用と年金の接続は重要課題であり、動向を注視するとともに、本県の実情に照らし合わせ、定年延長に伴う様々な課題について検討を進めていくことが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 22 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
1,101(1)	0	1,101(1)	0	0	0	0	0	0	0	1,101(1)

※ 係属数は、昭和 43 年の 1,101 件 (1 事案) の大量事案である。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成22年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

不服申立て件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
7	1	8	8回	7回	15回	0	0	0	0	2	0	2	6

※ 係属数には、昭和41年以前の3件を含む。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
2	2	4	0回	0回	0回	3	0	0	0	0	1	4	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
6,113 (16)	0	6,113 (16)	0回	0回	0回	0	82	748	0	0	0	830	5,283 (15)

※ 年度末係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。